

多摩市教育委員会告示第12号

多摩市学校給食献立検討市民懇談会設置要綱を次のとおり定める。

平成24年4月18日

多摩市教育委員会

委員長 中澤



多摩市学校給食献立検討市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市における学校給食の献立作成に多摩市立学校の児童及び生徒の保護者の意見を反映させるとともに、保護者の食育に関する理解を深めるため、多摩市学校給食献立検討市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は協議する。

- (1) 多摩市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）調理所の栄養士が作成する献立に関すること。
- (2) 保護者の食育に関する理解の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、献立作成に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 多摩市立小学校の児童の保護者 1校につき1人
 - (2) 多摩市立中学校の生徒の保護者 1校につき1人
- 2 前項の保護者は、当該学校のPTA又はこれに相当する組織が推薦する者とする。
- 3 委員は、多摩市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 懇談会は、学校給食センター長が招集する。

- 2 懇談会は、年3回開催するものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。